

★ 出産育児一時金について

出産育児 一時金

国民健康保険の加入者が出産した時、出産育児一時金が支給されます。
“支給額…42万円”
(ただし産科医療補償制度に未加入の医療機関で出産した場合は39万円)

〈 申請の手続き 〉

☆医療機関等への直接払い（保険者から医療機関等へ）を希望する場合

1. 入院時に「保険証」を医療機関等の窓口に表示してください。（妊婦健診等でリスクが判明した場合は「高額療養費の限度額適用認定証」も）
2. 医療機関等より明細書の交付を受けます。
3. 42万円未満で収まった場合など、あなたに支払うべき差額がある場合は、明細書などを市役所総合窓口へ提出してください。

●その場合に必要なもの

- ・ 出産費用明細書または診療費請求書兼領収書
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 印鑑（朱肉を使用するもの）
- ・ 母子健康手帳
- ・ 世帯主名義の銀行の預金通帳又は口座番号などの控え
- ・ 直接支払制度ご利用の同意書（原本）



☆直接払いを希望しない場合

出産後、市役所総合窓口で請求してください。

●その場合に必要なもの

- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 出産費用明細書または診療費請求書兼領収書
- ・ 印鑑（朱肉を使用するもの）
- ・ 母子健康手帳
- ・ 世帯主名義の銀行の預金通帳又は口座番号などの控え
- ・ 直接支払い制度ご利用しない旨の同意書（原本）

- ※1 妊娠12週以上でしたら、死産・流産の場合にも支給されますので、医師の証明書をお持ちください。（妊娠22週未満での出産等の場合は39万円）
- ※2 1年以上継続して社会保険の加入者だった方が資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合は、社会保険から給付を受けることができますので、国保と重複しないよう手続きしてください。

問い合わせ 生活環境課 保険班 TEL 24-9112